

大阪府内のグループホーム・ケアホーム 開設過程に関する実態調査報告

船本 淑恵

キーワード：障害者の地域居住、グループホーム・ケアホーム、開設過程

1. はじめに

本調査は、「共同生活介護事業（ケアホーム）」と「共同生活援助事業（グループホーム）」（以下、GH等）の開設過程において、事業者が準備している住居とそれを確保する過程で遭遇している問題を把握するために実施した。

障害者政策の理念にノーマライゼーションが掲げられ、入所施設は真に必要なものに限定し、地域移行・地域生活を促進する方針が示されている。これまで障害者施策の中核を占めてきた入所施設から、地域で暮らすための施策の充実へと大きく舵が切られたのである。その中で、GH等は、障害者が施設等から地域へ移行する際の選択肢の一つとしてあげられている。都道府県や市町村においても障害者福祉計画が策定され、数値目標が示されている。しかし、地域移行は遅々として進まず、未だ施設や病院での生活を余儀なくされている現状である。

「重点施策実施5か年計画」では、2012（平成24）年度末に約8万人分の整備目標を定めている。2010（平成22）年度末の整備状況は5万5千人分であり、ここ数年間は年間6千人から7千人分の増加であることから考えると、今後2年間での達成は困難であると推測できる。また、大阪府においても、達成率の高い知的障害者を対象と

したGH等でさえ、2009（平成21）年度の実績は2012（平成24）年度見込み量の78%であり、地域生活推進が計画のとおりに進むことは難しいと推測できる。

GH等の整備が伸びない背景として、民間賃貸住宅を利用する際の「障害に基づく入居拒否」やGH等開設時の「地域住民との間におけるトラブル」が指摘されており、住宅確保の困難さに加え、地域住民と事業者・入居者間におけるコンフリクトも地域生活実現を阻害している要因といえる。

GH等の整備・充実のためには、GH等として利用する共同住居の確保が円滑に進むことが望ましい。そこで、本調査は、共同住居確保過程における実態を把握し、今後の取組の示唆を得ることを目的に実施した。

2. 調査概要

○調査目的：GH等の現状把握。GH等開設過程における問題の把握。

○調査主体：大阪大谷大学教育福祉学部 船本淑恵

○調査基準日：2011年3月31日

○調査期間：2011年3月20日～5月20日

○調査方法：質問紙による郵送調査

○調査対象：大阪府内の共同生活介護事業指定事

業所・共同生活援助事業指定事業所（WAMNET データ、2010年5月28日閲覧）

○倫理的配慮：本調査の調査対象の選定は、WAMNET を利用した。WAMNET は、独立行政法人福祉医療機構が運営しているインターネットサイトであり、保健・福祉・医療に関する情報を総合的に提供している。事業所等の情報は各事業所が提供し、公開されているデータであることから、法人、事業所名、住所等の利用は倫理的に問題がない。また、調査依頼の際に、本調査の実施者（連絡先を明記）、調査目的、調査結果の利用、無記名であり調査結果は統計的に処理するため回答者が特定されることはないこと、回収した調査票の管理は調査者が責任を持って行うことを記載した協力依頼書を提示している。調査票の返送をもって、調査協力の承認とみなした。

○配布・回収状況：配布数 321 通のうち、宛先不明で返送されてきた 1 通を除き、実質的な配布数は 320 通であった。返送期日を当初は 4 月 20 日としていたが、集計中に返送があり最終的に 5 月 20 日までに返送されてきたものを有効回収とした。320 通のうち 125 通回収、回収率は 39.1% である（表 1）。

○調査項目：法人対象設問（法人の基本的属性、GH 等に関する事項）13 問、事業所対象設問（事業所の所在地と現状、共同住居に関する事項、共同住居確保過程に関する事項、今後の課題、自由記述）14 問、合計 28 問で構成した。

表 1 配布・回収状況

配布数	321
宛先不明	1
総数（配布数－宛先不明）	320
回収数（5月20日現在）	125
回収率（125/320）	39.1%

3. 結果

(1) 回収状況と回答結果の妥当性

事業所の法人種類は、「社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）」が一番多く 83 ヶ所 66.4% の回答であった。続いて「特定非営利活動法人」25 ヶ所 20.0%、「医療法人」10 ヶ所 8.0%、「株式会社・有限会社」4 ヶ所 3.2%、「地方公共団体」2 ヶ所 1.6% であった（表 2）。

表 3 は、調査対象として選定した WAMNET データの大阪府内事業所を、法人別に集計したものである。その割合と本調査の回答割合を比べると、府内の現状と大きく乖離していないことがわかる。また、事業所の所在地別では、GH 等事業所が開設されている府内 37 市町村のうち、34 市町村の事業所から回答を得られた。

以上のことから、本調査結果は府内における GH 等実態の傾向を示す回答結果が得られていると考えられる。

表 2 運営主体別にみた事業所数：実数（%）

回答数	125(100.0)
地方公共団体	2(1.6)
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	83(66.4)
医療法人	10(8.0)
株式会社・有限会社	4(3.2)
特定非営利活動法人	25(20.0)
不明	1(0.8)

表 3 法人の種類別にみた事業所数：実数（%）

合計	321(100.0)
地方公共団体（大阪府）	3(0.9)
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	211(65.7)
医療法人	35(10.9)
営利法人	9(2.8)
特定非営利活動法人	59(18.4)
社会福祉協議会	2(0.6)
その他	2(0.6)

資料：WAMNET

表4 市町村別の事業所数

回答数	125
大阪市	33
池田市	2
豊能町	
能勢町	2
箕面市	4
豊中市	1
吹田市	3
茨木市	3
摂津市	2
島本町	1
高槻市	6
枚方市	4
寝屋川市	3
守口市	1
門真市	2
大東市	1
四条畷市	1
交野市	2
八尾市	2
柏原市	1
東大阪市	13
松原市	3
羽曳野市	4
藤井寺市	
富田林市	2
河内長野市	1
大阪狭山市	
河南町	
太子町	1
千早赤阪村	
堺市	5
泉大津市	1
和泉市	6
高石市	
忠岡町	
岸和田市	1
貝塚市	
泉佐野市	4
泉南市	3
阪南市	4
熊取町	2
田尻町	
岬町	1

表5 WAMNETによる市町村別の事業所数

合計	321
大阪市	81
池田市	6
豊能町	
能勢町	3
箕面市	9
豊中市	9
吹田市	20
茨木市	8
摂津市	2
島本町	1
高槻市	8
枚方市	18
寝屋川市	9
守口市	5
門真市	4
大東市	4
四条畷市	1
交野市	4
八尾市	8
柏原市	1
東大阪市	22
松原市	5
羽曳野市	8
藤井寺市	1
富田林市	7
河内長野市	3
大阪狭山市	
河南町	
太子町	1
千早赤阪村	
堺市	30
泉大津市	2
和泉市	9
高石市	1
忠岡町	
岸和田市	8
貝塚市	4
泉佐野市	4
泉南市	5
阪南市	4
熊取町	5
田尻町	
岬町	1

(2) 共同住居として利用している住宅の種類

利用している共同住居数は、537カ所であった。住居数の記載がない票は除いているが、それでも1事業所あたりの住居数は平均2カ所以上であり、多くの事業所が複数の共同住居を確保し、GH等を運営していると推測できる。

共同住居の種類では、「民間借家」54.2%の割合が一番高く、その次に「公営住宅」32.8%の回答であった。法人所有や都市機構・公社は、5%前後で非常に低い。

社会福祉法人は、「民間借家」54.9%、「公営住宅」31.1%と平均に近い。医療法人は、「公営住宅」が61.2%と平均を大きく上まわっている。一方、「民間借家」28.6%は平均を大きく下まわっている。特定非営利活動法人は、「民間借家」64.4%が平均を上まわり、「公営住宅」26.4%は平均を下まわっている。

(3) 共同住居の確保方法

共同住居の確保方法では、民間借家が多いことを反映して「不動産屋で紹介している一般の物件」51.2%が一番高い。以下「自治体からの紹介・あっせん」28.8%、「不動産屋から個別の紹介・あっせん」27.2%、「持ち主からの紹介」24.8%、「職員や当事者の家族など関係者からの紹介」16.6%が続く。

確保方法は、利用している住宅の種類と関連がある。例えば、社会福祉法人と医療法人は、「自治体からの紹介・あっせん」が平均を上まわっている。これは、「公営住宅」の利用数であると考えられる。特定非営利活動法人は、「民間借家」の割合が平均を上まわり、また「不動産屋で紹介している一般の物件」も平均を上まわっている。

(4) 開設地域の選択理由

GH等を開設している事業所が、開設地域を選ぶ理由を高い順に並べると、「法人所在地に近い

表6 住宅の種類（複数回答）

事業所別法人の種類	住宅の種類	共同住居 総数	公営住宅	都市 機構・公社	民間借家	法人所有の 既存住宅	法人所有 で建築	その他
回答数		100.0 537	32.8 176	2.0 11	54.2 291	5.6 30	5.4 29	0.4 2
地方公共団体		100.0 8	25.0 2		75.0 6			
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)		100.0 386	31.1 120	1.8 7	54.9 212	5.7 22	6.5 25	0.5 2
医療法人		100.0 49	61.2 30	2.0 1	28.6 14	4.1 2	4.1 2	
株式会社・有限会社		100.0 4			75.0 3	25.0 1		
特定非営利法人		100.0 87	26.4 23	3.4 3	64.4 56	4.6 4	2.3 2	
不明		100.0 3	33.3 1		33.3 1	33.3 1		

表7 共同住居の確保方法（複数回答）

事業所別 法人の種類	共同住居の準備方法	総数	不動産屋で紹介している 一般の物件	不動産屋から個別の紹介 ・あつせん	持ち主からの紹介	地域住民からの紹介 ・あつせん	職員や当事者の家族など 関係者からの紹介	自治体からの紹介・あ つせん	自治体に紹介を依頼	その他	わからない	無回答
回答数		100.0 125	51.2 64	27.2 34	24.8 31	4.0 5	16.0 20	28.8 36	4.8 6	7.2 9	0.8 1	0.8 1
地方公共団体		100.0 2		50.0 1			50.0 1					
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)		100.0 83	49.4 41	30.1 25	25.3 21	4.8 4	19.3 16	34.9 29	6.0 5	8.4 7	1.2 1	
医療法人		100.0 10	30.0 3	30.0 3	30.0 3		10.0 1	40.0 4	10.0 1			10.0 1
株式会社・有限会社		100.0 4	75.0 3		25.0 1		25.0 1			25.0 1		
特定非営利法人		100.0 25	68.0 17	16.0 4	20.0 5	4.0 1	4.0 1	12.0 3		4.0 1		
不明		100.0 1		100.0 1	100.0 1							

場所」52.0%、「法人所在地と同じ市区町村内」51.2%、「法人内の他の事業所と近い」29.6%、「周辺環境などの条件を満たす地域」18.6%であり、「開設地域を選べなかった」は9.6%であった。多くの法人が、法人本部や法人で運営している事業所が近くにある場所を選んでいる。一方、「開設地域を選べなかった」は1割未満であり、

法人が一定の条件を設定し開設地域を選んでいることがわかった。

(5) 共同住居を決める過程で住宅確保に関して経験した困りごと

共同住居を決める過程において住宅確保に関して「困りごとがあった」と回答した事業所は94

表8 開設地域を選択した理由（複数回答）

事業所別 法人の種類	開設地域選択の理由	総 数	区 法 人 所 在 地 と 同 じ 市 区 町 村 だ か ら	法 人 所 在 地 に 近 い 場 所 だ か ら	法 人 内 の 他 の 事 業 所 と 近 い か ら	法 人 以 外 の 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 事 業 所 が 近 く に あ る か ら	周 圍 に G H ・ C H が な い か ら	周 圍 に G H ・ C H が あ る か ら	周 邊 環 境 な ど の 条 件 を 満 た す 地 域 だ か ら	開 設 地 域 を 選 べ な か つ た	そ の 他	
												回答数
地方公共団体		100.0 2		100.0 2								
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)		100.0 83	51.8 43	47.0 39	36.1 30	3.6 3	7.2 6	2.4 2	18.1 15	6.0 5	10.8 9	
医療法人		100.0 10	60.0 6	70.0 7	20.0 2		20.0 2		20.0 2	10.0 1		
株式会社・有限会社		100.0 4	25.0 1	25.0 1	25.0 1		25.0 1		25.0 1			
特定非営利法人		100.0 25	52.0 13	60.0 15	12.0 3		4.0 1	4.0 1	20.0 5	24.0 6	4.0 1	
不明		100.0 1	100.0 1	100.0 1	100.0 1							

表9 共同住居を決める過程で困ったこと（複数回答）

事業所別 法人の種類	困ったこと	総 数	困ったことがあった											と く に な か つ た	無 回 答			
			(複数回答)															
			見 つ か ら な か つ た ・ 見 つ か り に く か つ た	希 望 の 地 域 に 条 件 を 満 た す 住 居 が あ つ た	経 済 的 負 担 の 条 件 を 満 た す 住 居 が あ つ た	見 つ か ら な か つ た ・ 見 つ か り に く か つ た	居 室 の 数 な ど 住 宅 設 備 の 条 件 を 満 た す 住 居 が あ つ た	条 件 を 満 た し て い た が 持 ち 主 に 断 ら れ た	条 件 を 満 た し て い た が 不 動 産 屋 に 断 ら れ た	不 動 産 屋 に 紹 介 ・ あ つ せ ん を 断 ら れ た	多 く の 不 動 産 屋 を 何 度 も 訪 問 し 、 探 し た	改 修 ・ 改 築 が 困 難 だ つ た ・ で き な か つ た	改 修 ・ 改 築 が 必 要 だ つ た	利 用 す る た め の 条 件 を 提 示 さ れ た	地 域 住 民 の 理 解 が 得 ら れ な か つ た	そ の 他		
回答数	100.0 125	75.2 94	(34.0) 32	(33.0) 31	(53.2) 50	(36.2) 34	(9.6) 9	(7.4) 7	(26.6) 25	(11.7) 11	(34.0) 32	(7.4) 7	(30.9) 29	(5.3) 5	20.0 25	4.8 6		
地方公共団体	100.0 2														100.0 2			
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	100.0 83	79.5 66	(36.4) 24	(37.9) 25	(57.6) 38	(34.8) 23	(7.6) 5	(6.1) 4	(25.8) 17	(10.6) 7	(36.4) 24	(6.1) 4	(36.4) 24	(6.1) 4	18.1 15	2.4 2		
医療法人	100.0 10	70.0 7	(28.6) 2	(42.9) 3	(57.1) 4	(42.9) 3	(14.3) 1	(14.3) 1	(42.9) 3	(14.3) 1	(42.9) 3	(14.3) 1	(28.6) 2		20.0 2	10.0 1		
株式会社・有限会社	100.0 4	75.0 3		(33.3) 1		(33.3) 1					(33.3) 1	(66.7) 2			25.0 1			
特定非営利法人	100.0 25	72.0 18	(33.3) 6	(11.1) 2	(44.4) 8	(38.9) 7	(16.7) 3	(11.1) 2	(27.8) 5	(11.1) 2	(16.7) 3	(11.1) 2	(16.7) 3	(5.6) 1	20.0 5	8.0 2		
不明	100.0 1															100.0 1		

カ所75.2%であり、多くの事業所がその過程において何らかの困難に遭遇している。一方、「とくになかった」の回答は20.0%であった。

困りごとの内容をみると、回答割合が一番高い

ものは「住宅設備の条件を満たす住居が見つからなかった・見つかりにくかった」であり、53.2%と半数以上の事業所が回答している。続いて、「条件を満たしていたが持ち主に断られた」36.2

表 10 地域の住宅を利用するにあたって地域住民を対象に取り組んだこと

事業所別 法人の種類	総 数	取 り 組 ん だ こ と が あ る	(複数回答)													い 取 り 組 ん だ こ と は 特 に な い
			職 員 が 地 域 住 民 を 対 象 に 説 明 会 を 開 いた	職 員 が 民 生 委 員 に あ い さ つ に 行 った	職 員 が 自 治 会 役 員 に あ い さ つ に 行 った	職 員 が 近 隣 住 民 に あ い さ つ に 行 った	利 用 者 が 地 域 住 民 へ の 説 明 会 に 参 加 した	利 用 者 が 民 生 委 員 に あ い さ つ に 行 った	利 用 者 が 自 治 会 役 員 に あ い さ つ に 行 った	利 用 者 が 近 隣 住 民 に あ い さ つ に 行 った	利 用 者 が 一 時 的 に 利 用 ・ 宿 泊 な ど を 行 った	利 用 者 が 地 域 の 行 事 等 に 参 加 し 、 理 解 を 得 る 努 力 を した	利 用 者 が 地 域 の 行 事 等 に 参 加 し 、 交 流 を 図 った	利 用 者 が 地 域 の 行 事 等 に 参 加 し 、 交 流 を 図 った	其 他	
回答数	100.0 125	90.4 113	(23.9) 27	(33.6) 38	(68.1) 77	(74.3) 84	(4.4) 5	(8.8) 10	(11.5) 13	(36.3) 41	(8.0) 9	(45.1) 51	(44.2) 50	(11.5) 13	9.6 12	
地方公共団体	100.0 2	100.0 2		(50.0) 1	(50.0) 1	(50.0) 1							(50.0) 1			
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	100.0 83	95.2 79	(25.3) 20	(26.6) 21	(72.2) 57	(82.3) 65	(6.3) 5	(6.3) 5	(10.1) 8	(40.5) 32	(7.6) 6	(48.1) 38	(44.3) 35	(11.4) 9	4.8 4	
医療法人	100.0 10	90.0 9	(44.4) 4	(66.7) 6	(88.9) 8	(55.6) 5			(11.1) 1	(44.4) 4	(11.1) 1	(33.3) 3	(33.3) 3		10.0 1	
株式会社・有限会社	100.0 4	75.0 3	(33.3) 1	(66.7) 2	(33.3) 1	(66.7) 2		(33.3) 1	(33.3) 1	(66.7) 2		(33.3) 1	(66.7) 2	(33.3) 1	25.0 1	
特定非営利法人	100.0 25	76.0 19	(10.5) 2	(42.1) 8	(52.6) 10	(57.9) 11		(21.1) 4	(15.8) 3	(15.8) 3	(10.5) 2	(47.4) 9	(47.4) 9	(10.5) 2	24.0 6	
不明	100.0 1	100.0 1												(100.0) 1		

、「希望の地域に条件を満たす住居が見つからなかった・見つかりにくかった」34.0%、「改修・改築が必要だった」34.0%、「経済的負担の条件を満たす住居が見つからなかった・見つかりにくかった」30.9%、「多くの不動産屋を何度も訪問し、探した」26.6%という順番である。また、GH等として障害のある人が利用することを伝えると「利用するための条件を提示された」7.4%という回答もあった。

法人の種類別にみると、地方公共団体は「とくになかった」が100.0%であり、困ったことがないという回答であった。

(6) 地域住民を対象に取り組んだこと

GH等を開設するために共同住居を確保する際に、地域住民を対象に取り組んだことを尋ねた。地域住民を対象に「取り組んだことがある」と回答したのは、90.4%という高い割合であった。一方、「取り組んだことは特にない」は9.6%と1割以下であった。

取り組んだ内容では、「職員が近隣住民にあいさつに行った」が74.3%と一番高く、次いで

「職員が自治会役員にあいさつに行った」68.1%であった。「職員が地域の行事等に参加し、理解を得る努力をした」45.1%、「利用者が地域の行事等に参加し、交流を図った」44.2%も4割以上の回答である。そのほか、「職員が民生委員にあいさつに行った」33.6%、「利用者が民生委員にあいさつに行った」8.8%、「職員が地域住民を対象に説明会を開いた」23.9%、「利用者が地域住民への説明会に参加した」4.4%という取り組みも行っている。地方公共団体と法人種類が不明の事業所は、地域住民を対象にした説明会を開催していない。

(7) 利用している共同住居について困っていること

現在利用している共同住居について「困っていることがある」と回答した事業所は、98カ所78.4%であった。一方、「とくにない」は16.8%であり、多くの事業所が困っていることがあると回答している。

困りごとの内容を見ると、「利用者の高齢化が進むなど介護が必要となると暮らしにくい」が

表 11 現在利用している共同住居について困っていること

困っていること 事業所別 法人の種類	総 数	(複数回答)													とく くない	無 回 答			
		困 っ て い る こ と が あ る	近 隣 住 民 と の 関 係 が う ま く い っ て い な い	近 隣 住 民 か ら 苦 情 が 寄 せ ら れ る	近 隣 住 民 と 交 流 が な い	自 治 会 へ の 入 会 を 断 ら れ て い る	自 治 会 へ の 入 会 が 難 し か つ た	居 住 設 備 が 不 十 分	利 用 者 の 高 齢 化 が 進 む な ど 介 護 が 必 要 と な る と 暮 ら し に く い	建 物 が 古 い	家 賃 が 高 い	災 害 な ど が 起 こ つ た 場 合 、 危 険 ・ 避 難 が 難 し い	15 分 以 上 か か り 不 便	銀 行 、 商 店 な ど の 生 活 施 設 ま で			駅 、 バ ス 停 ま で 15 分 以 上 か か り	車 の 交 通 量 が 多 く 危 険	引 越 し を 迫 ら れ て い る
回答数	100.0 125	78.4 98	(7.1) 7	(23.5) 23	(30.6) 30	(4.1) 4	(2.0) 2	(20.4) 20	(50.0) 49	(39.8) 39	(21.4) 21	(26.5) 26	(9.2) 9	(13.3) 13	(9.2) 9	(1.0) 1	(9.2) 9	16.8 21	4.8 6
地方公共団体	100.0 2	100.0 2								(100.0) 2			(50.0) 1						
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	100.0 83	81.9 68	(8.8) 6	(27.9) 19	(23.5) 16	(2.9) 2	(2.9) 2	(20.6) 14	(55.9) 38	(41.2) 28	(25.0) 17	(33.8) 23	(8.8) 6	(14.7) 10	(10.3) 7	(1.5) 1	(7.4) 5	16.9 14	1.2 1
医療法人	100.0 10	60.0 6		(66.7) 4				(33.3) 2	(83.3) 5	(50.0) 3		(33.3) 2	(16.7) 1		(16.7) 1		(16.7) 1	30.0 3	10.0 1
株式会社・有限会社	100.0 4	50.0 2		(50.0) 1					(50.0) 1		(50.0) 1		(50.0) 1	(50.0) 1				25.0 1	25.0 1
特定非営利法人	100.0 25	80.0 20	(5.0) 1	(20.0) 4	(45.0) 9	(10.0) 2		(20.0) 4	(25.0) 5	(30.0) 6	(15.0) 3	(5.0) 1	(10.0) 2	(5.0) 1			(15.0) 3	12.0 3	8.0 2
不明	100.0 1																		100.0 1

表 12 共同住居確保のために取り組まなければならないと思っていること

取り組むこと 事業所別 法人の種類	総 数	取 り 組 ま な け れ ば な ら な い と 思 っ て い る	(複数回答)													とく くない	無 回 答
			利 用 者 の 経 済 的 負 担 を 軽 減 す る た め の 制 度 の 整 備 ・ 充 実	自 治 体 か ら の 住 宅 の 紹 介 ・ あ つ せ ん	共 同 住 居 の 住 宅 設 備 要 件 の 緩 和	共 同 住 居 の 住 宅 設 備 補 助	共 同 住 居 の 住 宅 設 備 要 件 を 満 た す た め の	界 へ の 指 導 や 啓 発	行 政 に よ る 不 動 産 業 界 へ の 指 導 や 啓 発	啓 発 活 動	行 政 に よ る 地 域 住 民 の 理 解 を 得 る た め の	取 り 組 み	職 員 に よ る 地 域 住 民 の 理 解 を 得 る た め の	流 員 と 地 域 住 民 の 交 流	地 域 住 民 の 交 流		
回答数	100.0 125	94.4 118	(72.9) 86	(40.7) 48	(44.1) 52	(44.9) 53	(28.0) 33	(51.7) 61	(36.4) 43	(33.9) 40	(55.9) 66	(8.5) 10	4.0 5	1.6 2			
地方公共団体	100.0 2	100.0 2	(100.0) 2														
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	100.0 83	96.4 80	(76.3) 61	(43.8) 35	(47.5) 38	(47.5) 38	(26.3) 21	(57.5) 46	(42.5) 34	(37.5) 30	(60.0) 48	(5.0) 4	2.4 2	1.2 1			
医療法人	100.0 10	100.0 10	(80.0) 8	(20.0) 2	(40.0) 4	(40.0) 4	(10.0) 1	(40.0) 4	(20.0) 2	(20.0) 2	(20.0) 2						
株式会社・有限会社	100.0 4	100.0 4	(100.0) 4	(25.0) 1	(25.0) 1	(50.0) 2	(25.0) 1	(50.0) 2	(50.0) 2	(25.0) 1	(25.0) 1						
特定非営利法人	100.0 25	84.0 21	(47.6) 10	(47.6) 10	(38.1) 8	(38.1) 8	(47.6) 10	(42.9) 9	(23.8) 5	(33.3) 7	(66.7) 14	(19.0) 4	12.0 3	4.0 1			
不明	100.0 1	100.0 1	(100.0) 1		(100.0) 1	(100.0) 1					(100.0) 1						

50.0% と一番高く、地域における継続的な住まいとしての条件が乏しいことがわかる。続いて、「建物が古い」39.8%、「近隣住民と交流がない」30.6%、「災害などが起こった場合、危険・避難が難しい」26.5%、「居住設備が不十分」20.4%

という順番である。住み続けるには、厳しい条件であることが示唆された。また、地域で暮らしながらも、地域における交流の乏しさが上位の割合で指摘されている。

表 13 法人の種類別にみた GH 等の今後の運営方針

今後の運営方針 法人の種類	総数	GH・CHの運営を継続し、増設することを考えている	GH・CHの運営を継続するが、増設は考えていない	運営方針は未定である	その他	わからない
回答数	100.0 101	68.3 69	19.8 20	7.9 8	3.0 3	1.0 1
地方公共団体	100.0 1				100.0 1	
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	100.0 61	77.0 47	11.5 7	8.2 5	1.6 1	1.6 1
医療法人	100.0 9	55.6 5	22.2 2	22.2 2		
株式会社・有限会社	100.0 4	75.0 3	25.0 1			
特定非営利活動法人	100.0 25	56.0 14	36.0 9	4.0 1	4.0 1	
不明	100.0 1		100.0 1			

表 14 法人の種類別にみた共同住居を探す担当（複数回答）

共同住居を探す担当 法人の種類	総数	管理者が探す	サービス管理責任者が探す	世話人が探す	生活支援員が探す	全職員が探す	法人の理事が探す	その他	とくに決まっていない	法人では探さない
回答数	100.0 101	51.5 52	31.7 32	6.9 7	11.9 12	17.8 18	24.8 25	10.9 11	21.8 22	1.0 1
地方公共団体	100.0 1		100.0 1					100.0 1		
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	100.0 61	57.4 35	36.1 22	4.9 3	16.4 10	24.6 15	24.6 15	13.1 8	16.4 10	
医療法人	100.0 9	33.3 3	44.4 4				11.1 1		33.3 3	
株式会社・有限会社	100.0 4	75.0 3	50.0 2	25.0 1	25.0 1	25.0 1				
特定非営利活動法人	100.0 25	40.0 10	12.0 3	8.0 2	4.0 1	8.0 2	32.0 8	8.0 2	36.0 9	4.0 1
不明	100.0 1	100.0 1					100.0 1			

(8) 住宅確保に向けて今後取り組まなければならないと思っていること

今後、住宅確保のために取り組まなければならないことをたずねると、94.4%が「ある」と回答した。一方、「とくにない」は4.0%の回答であ

った。

取り組まなければならないと思っていることの中で一番高い項目は、「利用者の経済的負担の軽減のための制度等の整備・充実」であり72.9%の回答であった。次いで「利用者（障害者）と地

表 15 法人の種類別にみた共同住居の今後の方針

法人の種類	今後の運営方針 総数	方針を決めている	(複数回答)												決まっていない	わからない
			建て 公営住宅の一戸	住宅 公営住宅の集合	の 都市機構・公社 の一戸建て	の 都市機構・公社 の集合住宅	建て 民間借家の一戸	住宅 民間借家の集合	居 居を 利用	法人 法人 所有の 一戸 建て で 既存 の 住 居 を 利用	居 居を 利用	法人 法人 所有の 集合 住宅 で 既存 の 住 居 を 利用	H H の ため に 建 築	法人 法人 所有 の 一 戸 建 て で G H ・ C の ため に 建 築		
回答数	100.0 101	100.0 91	(8.8) 8	(45.1) 41	(5.5) 5	(7.7) 7	(47.3) 43	(52.7) 48	(15.4) 14	(8.8) 8	(22.0) 20	(5.5) 5	(4.4) 4	9.9 9	1.1 1	
地方公共団体	100.0 1	100.0 1		(100.0) 1				(100.0) 1								
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)	100.0 61	100.0 55	(10.9) 6	(50.9) 28	(7.3) 4	(9.1) 5	(50.9) 28	(54.5) 30	(18.2) 10	(7.3) 4	(27.3) 15	(7.3) 4	(7.3) 4	9.1 5	1.8 1	
医療法人	100.0 9	100.0 9		(55.6) 5			(33.3) 3	(44.4) 4	(11.1) 1	(22.2) 2	(11.1) 1					
株式会社・有限会社	100.0 4	100.0 4	(25.0) 1		(25.0) 1		(50.0) 2			(25.0) 1	(25.0) 1					
特定非営利活動法人	100.0 25	100.0 21	(4.8) 1	(28.6) 6		(9.5) 2	(42.9) 9	(61.9) 13	(9.5) 2	(4.8) 1	(14.3) 3	(4.8) 1		19.0 4		
不明	100.0 1	100.0 1		(100.0) 1			(100.0) 1		(100.0) 1							

域住民との交流」55.9%、「行政による地域住民の理解を得るための啓発活動」51.7%と5割以上が続き、以下の項目も回答割合は高かった。

(9) GH等の今後の運営方針

法人別に今後のGH等の運営方針を集計すると、68.3%と多くの法人がGH等を増設する考えであることがわかった。

社会福祉法人は、「継続し、増設することを考えている」が平均を大きく上まわっている。一方、特定非営利活動法人は、「継続し、増設することを考えている」が平均を下まわり、「継続するが、増設は考えていない」の割合が平均を大きく上まわっている。

(10) 共同住居を探す担当

GH等を増設することを考えている法人が多い中で、共同住居を探す担当は、「管理者」51.5%、「サービス管理責任者」31.7%、「法人理事」24.9%という割合である。一方、「とくに決まっていない」も21.8%と上位の割合であった。

(11) 共同住居の住宅の種類の方針

共同住居として利用する住宅の種類では、「民間借家の集合住宅」52.7%、「民間借家の一戸建て」47.3%と民間の賃貸住宅の割合が高い。続いて「公営住宅の集合住宅」45.1%、「法人所有の一戸建てでGH・CHのために建築」22.0%、「法人所有の一戸建てで既存の住宅」15.4%という順番であった。

(12) 自由記述

GH等や調査に関して自由に意見を書いた所、29カ所(23.2%)から回答があった。以下に、類型化し記述する。回答者の記述を尊重し、できる限り原文のまま記載しているが、文意が伝わるように部分的な変更を行った。最初に、自由記述の意見を要約して示しておく。

GH等は障害者の地域生活の一つの選択肢として運営されているが、その内実は事業者の努力によって利用者の暮らしが支えられている現状である。そのようなことから、国の障害者政策の姿勢を疑問視している意見が示されている。同時に、現行の制度では不十分であり、制度の充実を望む声が出されている。

GH 等開設のために事業者は住宅を確保するが、制度上の要件、事業所の開設地域の条件に加え、地域の説得などの手間を経験している。また、利用し始めた住宅でも年数を経て利用者が介護を要するようになると、設備が不十分で住み続けることが難しくなるという現状が述べられている。

GH 等は、地域における援助付の住宅ということもできる。そこでは、援助する職員の体制が、地域で生活する障害者の生活の質を左右する。そのため、設問として設けていなかったが、職員体制についての指摘が多く見られた。全体的に現状の基準では不十分だという意見である。

以下は、自由記述を類型化したものである。

〈国の障害者施策への意見と制度整備の要望〉

- ・地域移行、地域生活を進めるうえで、GH 等は、選択肢の一つになっていますが、現状の制度では、障害の重い人が利用するには十分な制度になっていません。政府もようやく家賃補助をこの 10 月から施行しようとしています、それでも十分な対策とは言えないと思います。
- ・支援者の血のにじむような努力がないと、GH 等は作れないと思う。設備や経済的な援助、地域住民への啓発活動と苦情処理、24 時間気が休まらない中、機能強化費もなくなり、人件費もない中で、これ以上管理運営していくのは難しい。国は、本当に地域移行を進めたいと思っているのか疑問だ。
- ・退院は促進するが、地域の受け皿を増やすための施策は打ち出されておらず、職員の待遇が今のままでは、スタッフの人数の確保は難しい状態です。入院時の加算は一日 1300 円程度で、精神科以外の病院での対応が行き届いていない状態であるので、世話人・支援員がボランティアで行かざるを得ない状況です。夜間の突然の不調のみ必要な支援は多々あるのですが、区分

や夜間支援体制などの関係で請求できず、管理者が過重労働となっています。行政は、実態をご覧になる気はおありにならない様子です。

- ・地域移行と聞こえは良いが、受け入れ側の受け皿の環境や条件が、不十分な状況がある。地域の住民の偏見、住宅物件の条件が合わないなど環境的な問題と利用者の生活を支援していくにあたって、重度・軽度に関わらず、24 時間体制での見守りや緊急時の対応をしていかなければ、障害のある人が安心して地域で生活することは難しい。GH 等とはいえ、施設的な見守り体制は必要だと思うが、行政、国の方針や補助内容は、全く逆方向に向いているとしか思えない。
- ・障害者が地域に移行していくことは賛成であるが、地域において本人の悪気はなくても障害から、迷惑をかけたり、いわゆる犯罪行為が多発したりするが、それへの対応が難しい。注意、指導も能力的に入りやすく、同じ行為を繰り返してしまう。地域で生活していくには、現状では、GH 等の利用だとしても限界がある。地域へ移行だときれいごとで済まない現状があることにも注目してもらい、単に数を増やすだけでは無理があることや、それに向けた解決方法も模索して欲しい。
- ・現在の障害程度区分判定に基づくサービス給付の体系は、身体介護系を中心に軽～重度の区分として重層化しているが、必ずしも介護度だけを考えれば、軽度域の対象者が支援量の必要性がないというところではなく、むしろ行動半径が広く、メンタルな悩みを抱えた対象者への様々な支援の課題が目立つ。例えば、一概に言えることではないが、区分 6 の強度行動障害などの対象者は、定型的支援による生活の構造化等で生活支援を易く行える方も多い。給付は、それぞれの利用者の生活ニーズによって支援量や額を判定すべきであって、障害の軽重の

みで判断すべきものではないと考える。

- ・ケアホーム（以下、CH）への支援は、対象となる利用者の方への全般的な支援と緊急の際の対応を行っていますが、家族のおられない方に対しては、家族の代わりに部分の支援をすることもあります。その中で、突発的なことなど、対処しきれないこともあるため、こうした利用者の方が、地域で暮らしやすくなる支援体制を整えていけるように地域の社会資源やCHの支援体制を手厚く増やしていけるよう制度を整備してほしいです。
- ・施設入所の方が費用が安く、GH等を希望しない人もいるかも。本人の収入、法人負担、物件の相場のバランスを考え、誰もが無理せずに地域で暮らせるような制度を望みます。
- ・GH等の制度は、行政からの補助も乏しく、あまりに貧困です。利用者と事業者の努力や一般的な啓蒙活動だけでは進まない問題が多く、行政の財政論でのみ推進されている点に着目すべきだと思います。障害をもつ方の暮らしは、当たり前にも多様で、一人ひとり異なっています。そこを支えるわけですから、もっと費用もかかりますし、もっと多様な暮らしの場も保障されるべきです。
- ・GH等の「共同住居」というあり方に限界あり。障害者の地域生活を進め、移行するにあたり、制度、仕組み的に独り暮らし支援やヘルパー活用、ハード面の補助、福祉業界だけでなく、地域、企業（不動産他）の連携モデルが望まれる。
- ・GHを1ヵ所の屋根の下に二人以上という条件を外し、地域に独り暮らしをしている精神障害者とグループ化の契約をし、生活全体を見守り、生活面での支援、相談を一体化したグループとして担当を決めるという形をとればと考えています。精神障害者は一人でいる時間（自分の好きな場で）と、他人と触れ合う時間

（さみしい時に誰かいて）の両方を優劣つけられずに必要としています。その障害特性を理解した上で、ホームヘルプだけでは支えきれない人たち、あるいは、個々の入居契約では経済的、条件的に困難な人たちを一定地域ごと（グループ）に支援していくシステムがGHとみなされるのがよいのではないかと考えています。

- ・GH等いきなり入居していただくことが難しい方が少なくありません。何回も体験宿泊をしてやっと決心がついたり、事業所側が受け入れ可否の判断をするために、体験宿泊をしていたりします。そのような体験宿泊用の部屋は、法人が費用負担しています。このような費用は行政が負担すべきではありませんか。
- ・小規模な法人にとっては、行政、自治体の支援がなければ事業の拡大は難しい所です。
- ・GHとCHの制度を自由に使えるようにしてほしい。
- ・株式会社での運営を行っているが、株式会社に対する補助が出ない。入居希望者が数名いる中、CHの拡大を考えているので、株式会社であっても補助を受けられる体制を考慮していただきたい。
- ・一戸建て、集合住宅共に地域で暮らすことが入居者にとって快適であればよい。また、快適を実現、継続させるために、工夫や努力をしていきたい。しかしながら、一法人のできることは微力であり、行政や複数の事業所の協力が必要だと考えている。例えば、GH等のための集合住宅の整備、資金援助、レクリエーションなど。

〈共同住居の確保についての意見〉

- ・利用者の個性に応じた住居探しを課題ととらえています。
- ・共同住居確保のため、地域社会の理解が深まる

よう、法人や施設だけでなく、制度の整備や行政の指導、啓蒙介入を求めます。

- ・ホームを拡充しようとしても、賃貸物件を借りることはとても困難です。物件の条件だけでなく、「障害者が利用する」というと難色を示されることが多い。
- ・GH等は、障害者本人はもとより、ご家族にとっても切実に希望されているものです。しかし、既存の施設を利用することは難しい状態です。自事業所で建設することはさらに難しく、利用者の思いとは裏腹に、建設は遅々として進まない状態です。行政、自治体等の制度がもっと充実し、住宅のあっせん等を行っていただければと思います。
- ・ニュータウン等新しい住宅街では、地域住民のGH等への反発があり、昔からの旧村（旧地区）では、市街化調整区域があり、GH等の福祉関係施設を設置することができないという現状がある。地域住民の理解、物件貸主の理解を得ることが困難。一つの物件をGH等とするために、消防設備（消防署の確認等）等設備面や人材の確保等、様々な面で費用がかかる。利用者の所得は年金のみの方がほとんどで、環境のよい物件、利便性のよい物件を得ることは非常に困難。
- ・GH等は、地域での暮らしの要になっていくものであると思うので、住居の準備についてもっと使いやすくなっていけば、開設のためのハードルが一つ減り、利用しやすいサービスになっていくと感じます。
- ・転居する場合も理由によっては、引越し代や新しい住宅の改修費の補助をしてほしい。都市部では平屋や2階建て住居で、一定の広さや部屋数を満たすのは難しく、古い住居になりやすい。古い住居は安全面で何年も暮らせない。転居すると新しい住居の改修、備品等全額事業者の負担になる。住宅の年数、利用者の高齢

化、体調の変化に応じて転居する場合は、一部転居費用の補助をしてほしい。

- ・障害者に合った住居となると、建設が望ましいので建設補助をしてほしい。
- ・住宅確保のために法人で空き住宅を購入して、1階部分をCH、2階部分をGHとして利用している。

〈GH等の運営についての意見〉

- ・GH等の運営費は他事業に比べて低すぎるので、職員待遇（特に給与）が悪く、運営が大変。
- ・そもそも夜間・休日の支援は、労基法の基準にそって、運営できるような仕組みになっていない。ほとんどのCHが、世話人に支援を丸投げしているが、休日は無理やり実家に帰らせている。夜間は、労基法を無視したスタッフの配置という状況である。こんな制度でかっこいいことばかり言っていたら、いつか障害者福祉は根底からもたなくなる。
- ・GH等の運営は利用者だけでなく、世話人間の調整、利用者が病気になった時の対応等「大変！！」なことがとても多い。GH等入居者が通院するのに通院ヘルパーの使用制限が厳しい。慢性疾患のみOKではできない。
- ・開設の際の改修費用はある程度補助していただきましたが、今後手入れや改修など出てくると思います。その費用をどのように貯蓄（捻出）するかを考え中です。利用者の皆さんが、年金で生活できるよう、できるだけ経費を抑えて、しかし、生活の質を落とさないように、楽しい生活を送っていただくために努力しています。

〈スタッフに関すること〉

- ・世話人の確保（特に男性）と育成を課題ととらえています。
- ・安定的運営を行うための職員の確保は、困難が

あります。1ホーム1職員の配置ですから、職員の突然の不調が出れば、その手当が大変です。財源的に余裕をもった職員雇用はできません。小さなホーム、家庭的なホームをめざせば、めざすほど、「突発」の事態に対するマンパワーの確保が難しいです。一定規模（複数の職員配置）のホームであれば、ある程度対応が可能となります。

〈利用者の地域生活に関して〉

- ・休日の日中の過ごし方を課題ととらえています。
- ・地域住民との交流には、私たちから発信するようにしています。行事等にも参加させていただき、交流努力は十分しています。

〈調査についての意見〉

- ・マンパワーについての質問がありません。
- ・今回の調査は開設に当たっての実態把握調査ですが、今後は実際の運営をしているホームを対象に調査し、今の制度を真に障害者が地域で暮らしていけるのか、その実態を明らかにし、どのような課題があり、それを解決するため研究等を行って欲しいと思います。とにかく、今のGH等の制度では不十分です。

〈その他〉

- ・当法人のGH等は、定員43人で5ヶ所もあり、これ以上増やすと全体の管理も難しくなるため、定員増は今の所考えてないが、「利用したい」というニーズは高く、よく問い合わせがある。

4. GH等開設過程の実態と課題

GH等として利用している共同住居は、民間の

賃貸住宅を利用している割合が高く、GH等の増設は、GH等に適した民間賃貸住宅の提供と円滑な利用契約にかかっていると考えられる。公営住宅の縮小が進められている現状では、民間賃貸住宅の利用が現実的である。しかし、不動産屋を通じて地域にある一般の住宅を借り受けようとした場合、多くの不動産屋を何度も訪問しなければなかつたり、障害のある人が利用するということで断られたりしている。GH等を希望する障害者も多く、7割程度の法人が、今後もGH等の増設を考えており、行政の責任による住宅市場を通じての円滑な住宅確保への対応策が一層求められる。

GH等の開設過程において、一般的な引越であれば行われなような、自治会へのあいさつや住民説明会の開催などの取り組みが実施されている。それらは、コンフリクトを予防、回避し、GH等や障害のある人たちが地域に受容されるような取り組みと考えられる。そのことは、地域住民の障害への理解を進め、障害者と地域住民との交流を促進することに貢献する。しかし、以前に行われていた「住民同意書」のように使われてしまうことは避けなければならない。障害者が、当たり前のように地域の住まいを選べるように、地域住民の障害理解を深め、GH等の意義を広めることが求められる。それぞれの事業者が、開設地域を対象に努力を続けているが、事業者の責任に転嫁してはならない。そのために、GH等開設の有無にかかわらず、行政の主導による地域住民の自発的な学習を促すための仕組みの構築が有効ではないだろうか。

本研究は、2010年度から3年間の科学研究費補助金、若手研究(B)「障害者の地域居住実現に向けた地域類型別グループホーム確保過程に関する実証的研究」の研究成果の一部である。